歩道が施工されている市道の車両乗入れ加工について(歩道加工)

車両の進入のため、歩道が整備された市道に隣接する民地等に出入りするにあたり、縁石等の一部を 切下げ又は切開き等の処理を行う場合は、以下のとおりとする。

1 車両乗入部の設置場所

車両乗入部は、原則として次に掲げる(1)から(7)までの場所以外に設置するものとする。 ただし、道路管理者等と協議し、交通安全上特に支障がないと認められる場合において、 (2)・(3)・(4)・(5)については適用しないことができるものとする。

- (1) 横断歩道及び横断歩道の前後5m以内の場所
- (2) トンネル・洞門等の前後50m以内の部分
- (3) JR踏切から10m以内の部分
- (4) バス停留所及びバス停車帯。ただし、停留所を表示する標識柱又は標示板のみの場合は、 その位置から前後10m以内の部分
- (5) 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分
- (6) 総幅員7m以上の道路の交差する交差点及び交差点の側端、又は、道路の曲がり角から 5m以内の部分。ただし、T字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- (7) 交通信号機,道路照明灯の移転を必要とする箇所 ただし、道路管理者及び道路占用者が認めた場合を除く。

2 車両乗入口の施工基準

(1) 乗入部は、土地の筆数に関係なく同一事業地または、同一地権者1宅地につき、1箇所を原則とする。 ただし、市道に30m以上(二面以上の道路(国道・県道・市道)に接する場合も含む)に隣接した 民地の場合で、下記の条件を満たせば、市道の接道面に対して2箇所まで整備することができる。

条件1 乗入部の開口と開口の間隔は6m以上の離隔を確保すること。

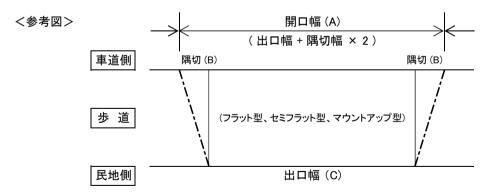
条件2 乗入部の開口幅は、市道の接道面の延長に対して5分の2以内とする。

条件3 他の道路管理者がいる場合は、事前にその管理者との協議を終えること。

- (2) 歩車道境界ブロック等の既設構造物を撤去の場合は、基礎工含めて撤去すること。
- (3) 1箇所当りの開口幅は、下記の分類表によるものとする。

乗入部の開口幅

車両の種類			開口幅(A)	隅切幅(B)	出口幅 (C)	対 象 施 設	
普	通	車	6.0 m	0.5 m	5.0 m以下	一般家庭	
小型	型トラック(4・	~ 5t)	8.0 m	1.0 m	6.0 m以下	病院・マンション・アパート・駐車場施設・店舗	
大	型トラック(11tま	∈満)	10.0 m	1.5 m	7.0 m以下	大型車対応駐車枠のある施設	
トレーラー(11t 以上)		12.0 m	2.0 m	8.0 m以下	運送会社・ガソリンスタンド		



(4) 乗入口の歩道部舗装復旧構成は、下記の分類表によるものとする。

^+\+ ⟨ - □ # - - - -									
舗装復旧構成									
舗装種別		舗装 ①	舗装 ②	インターロッキング					
		接道面道路幅員 W<6.5m	接道面道路幅員 W≧6.5m	1					
表	層	5.0 cm	5.0 cm	8.0 cm					
敷き	き砂	_	1	3.0 cm					
上層	路盤	10.0 cm	10.0 cm	10.0 cm					
下層	路盤	15.0 cm	20.0 cm	15.0 cm					

(5) 乗入口に道路横断する側溝がある場合は、横断用(ボルト固定式グレーチング蓋)に改修をお願いします。